

生徒心得

わたしたちは、笠間高等学校の生徒として校訓「誠実・勤勉・自律」を自覚し、常に品位を保ち、学力の向上と人間としての修養に励み、明るい秩序ある学園を築くため、次の事項を定めこれを励行します。

1 礼儀

「礼」は、社会生活において相互の人格を尊重する誠意のあらわれである。常に礼儀を重んじ、立派な人間となるように心がける。

2 通学

(1) 通学の途中では社会道徳を守り、本校生徒として節度ある態度をとる。

(2) 始業 10 分前（午前 8 時 20 分）までに登校する。

(3) 学校への欠席等の連絡について

ア 平日午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分までは電話で連絡する。

イ ア時間帯以外および土・日曜日、祝祭日及び学校閉庁日は留守番電話での対応となるため、専用フォームから必ず保護者が入力する。

ウ 定期考査時の欠席、遅刻等は必ず電話で連絡する。

(4) 部活動・生徒会活動等特別の用件のないときは、午後 4 時 40 分までに下校する。（冬季は午後 4 時 30 分）それ以後になるときは、関係教職員に申し出て許可を受ける。

(5) 電車・バス等で通学するときは、言動に気をつけ、秩序を守り、他人に迷惑をかけない。学割・定期券の使用については、規則及び注意事項を守る。

(6) 原付バイク・自転車で通学のときは、任意保険に加入し、交通法規（道徳）をよく守り、安全には十分注意し事故防止に努める。

(7) 事故にあったときは、速やかに学校に連絡する。

(8) 通学時には、常に生徒手帳を携帯する。

3 授業（学習）

(1) 生徒の本分は、学習であることを自覚し、予習・復習に心がけ学力の向上をはかるように努力する。

(2) 授業中は私語を慎み、学習に専念する。友人の迷惑になるような行為は絶対にしない。

(3) トラブル防止のため休み時間・昼休みであっても、他学年の階へは出入りしない。

4 校内生活

(1) 登校後やむを得ず外出の必要が生じた場合は学級担任に許可を受ける。（外出届に捺印してもらう）

(2) 校内における掲示・放送・広告・印刷物の配布等の行為は、校長の許可を受けなければならない。また、校内の秩序を乱すような行動・勧誘や無許可の集会をしてはならない。

(3) 生徒間で金銭や物品の貸借をしてはならない。校内において、許可なく金品を集めたり物品

を販売してはならない。

- (4) 学校生活に不必要な金銭・物品は携行しない。教室を留守にするときは、必ず施錠する。
- (5) 学校の建物・器具・備品等の公共物は、丁重に扱い、許可を得て使用する。もし誤って損傷破壊したときは、学級担任または係教職員に届け出て指導を受ける。
- (6) 保健室に出入りするときは保健室使用規定を、図書室の利用は図書室利用規定を、部室の使用については部室使用規定をよく守ること。
- (7) 積極的に部活動に参加し、精神の充実・体力の向上をはかる。
- (8) 携帯電話等の使用については、時と場所に注意しマナーを守り使用すること。

5 服装・頭髪等

服装・頭髪は、自覚と良識をもって、高校生としての品位を保つこと。

(1) コート類

ア 冬服期間（10月～5月）に防寒具としてブレザーの上にコート・ウィンドブレーカー・ジャンパーの着用を認める。

イ 色は、黒・紺・グレーとし高校生として通学用にふさわしく華美でないものとする。

(2) セーター・カーディガン

ア 冬服期間のみブレザーの下にVネックセーターおよびカーディガンの着用を認める。

イ ブレザー裾・袖よりはみ出すようなサイズの着用は認めない。

(3) ベルト

ア 単色、無地とし装飾品類(不要な穴・文字含む)の付いていないものとする。

イ 色は黒とする。

(4) 頭 髪

ア 高校生として通学・学習・進路にふさわしい髪型とし、常に清潔に保ち、前髪は目にかからないように整える。

イ パーマ・カール・染毛・脱色等、特異な髪型は認めない。

(5) 装身具等

ア 指輪・腕輪・ピアス・ネックレス・カラーコンタクト・化粧等は一切認めない。

(6) 所持品

ア 学習に必要なもの以外は、持参してはならない。

イ 鞆は、学生鞆やスポーツバッグ等を使用する。

(7) 履 物

ア 通学用靴は、黒・茶系統のローファー、または運動靴とする。

イ 上履き及び体育館履きは、本校所定のものとする。

ウ 靴下は、白・黒・紺・グレーとする。

エ タイツは、黒の無地とする。

(8) 異 装

ア 特別の理由で異装するときは、校長の許可を受ける。

6 校外生活

常に本校の生徒であるという誇りと品位を保ち、常に規則正しい生活をする。

- (1) 外出するときは、本校の生徒にふさわしい服装と頭髪をして、家の人に外出先や用件、帰宅時間を告げ許可を受けること。深夜外出（午後 11 時～午前 4 時）・無断外出・外泊はしない。
- (2) 高校生にふさわしくない不健全な飲食店や娯楽施設への出入りはしない。
- (3) 暴力行為や健康を損なう喫煙・飲酒・薬物乱用などの不良行為は絶対にしない。
- (4) 自転車や原付バイクに乗るときは、交通法規をよく守り違反や事故のないように常に安全運転に努める。
- (5) 自動二輪同乗や暴走族への加入、暴走行為には絶対に参加しない。
- (6) 校外で不慮の事故・災害にあったときは、速やかに学校へ連絡する。

7 運転免許証等に関する規定

(1) 原付免許証

- ア 免許証の取得は、1 学年の夏休み以降とし、学校の休業日（夏休み・冬休み・春休み等）を利用して取得する。
- イ 免許証を取得するときは、原付免許取得許可願を提出し、許可を受けてから受験すること。免許証が交付された場合は、1 週間以内に免許証取得届を提出する。
- ウ 原付バイクに乗るときは交通法規をよく守る。

(2) 自動二輪免許証（排気量 51cc 以上）

- ア いかなる理由があっても購入・免許証の取得・運転・同乗は厳禁とする。

(3) 普通免許証

- ア 免許証の取得（自動車学校への入校）は、3 学年の 2 学期中間考査最終日以降とする。
- イ 免許証を取得するときは、許可願を提出し、校長の許可を受けてから、自動車学校へ入校のこと。
- ウ 自動車学校での教習は、放課後・休日とし、教習のための欠席・早退は認めない。
- エ 自動車学校においても、本校の生徒であることを忘れず、自動車学校の規則に従って教習を受けること。
- オ 免許証の交付を受けたときは、1 週間以内に免許証取得届を提出する。
- カ 普通免許証を取得しても、卒業まで四輪車の運転は原則としてしてはならない。

8 自転車通学について

(1) 許可条件

- ア 交通規則を遵守できるものとする。
- イ ステッカーは必ず車体の指定位置に貼付すること。
- ウ 自転車を所定の場所に置くことを原則とする。

(2) 手続き

- ア 自転車通学許可願を提出する。

9 原付バイク通学について

(1) 許可条件

- ア 自宅から最寄りのバス停（ない時は駅）までの距離が4 km以上、かつ自宅から学校までの距離が8 km以上であることを原則とする。（交通が著しく不便な場合はこの限りではない。）
- イ バイクの排気量は50 cc以下とする。
- ウ 交通法規を遵守することができるもの。（ヘルメット着用、二人乗りはしない等バイク通学生の心得を守ることでできるもの）
- エ 通学に使用するバイクには、強制保険のほか任意保険にも加入していること。
- オ バイクの貸し借りを絶対にしないこと。
- カ バイクを所定の場所に置くことを原則とする。
- キ ステッカーは必ず車体の見えるところに貼付すること。

(2) 手続き

- ア 原付バイク通学許可願を提出する。

10 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。特別な事情のあるものは、学級担任と面談をして、アルバイト許可願を提出し、必ず許可を受けてから実施すること。なお、以下のアルバイト許可基準にあわないものについては許可しない。

【 アルバイト許可基準 】

- 1 アルバイトの目的が、家庭的・経済的な事由であること。
- 2 正常な学業遂行に支障がないこと。
 - ア 学習成績が不振でないこと。
 - イ 欠席・遅刻・早退がきわめて少ないこと。
 - ウ 授業中の態度が良好であること。
 - エ 校則を遵守できること。
- 3 就労条件について
 - ア 通勤条件がよいこと。
 - イ 就労時間は、午後8時までとする。
 - ウ 労働報酬に惑わされないこと。
 - エ 労働環境が適当であること。
- 4 就労職種に適さないもの
 - ア 高校生の健全な発達を阻害するもの。
 - イ 身体に危険を伴うもの。人体に有害なおそれのあるもの。
 - ウ 教育的に好ましくないもの。（飲酒を伴う接客業務等に就業してはならない）
 - エ 法令に違反するもの。
- 5 保護者が、就業条件を納得でき、使用者・就業場所を確認できるもの。

11 政治的活動等

18 歳以上の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められる。以下の事項に十分留意すること。

- (1) 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、本校生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことを禁止する。
- (2) 放課後や休日等であっても、学校の校内での選挙運動や政治的活動については禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。その際、公職選挙法等の法令に違反しないこと。